

TAX NEWS LETTER

2026

1月号

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
貴社のご繁栄と皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

HAPPY NEW YEAR

2026

～トピックス～

1. 税務カレンダー（2026年1月の税務）
2. 代償分割による遺産分割
3. 確定申告等作成コーナー ID・パスワード方式の新規発行停止
4. 衛星サービス「スター・リンク」がインターネットを進化させる

2026年1月の税務

1月13日

- 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）

2月2日

- 支払調書の提出
 - 源泉徴収票の交付
 - 固定資産税の償却資産に関する申告
 - 11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
 - 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
 - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
 - 5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
 - 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
 - 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
 - 給与支払報告書の提出
- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出（本年最初の給与支払日の前日）
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）
(1月中において市町村の条例で定める日)

代償分割による遺産分割

相続後も親の不動産に住み続ける場合、複数の相続人が不動産を共有で相続することは、将来の建替えや売却の際、所有者全員の同意を得なければならないなど、所有関係を不安定なものにしてしまいます。このように現物分割が困難な財産の場合に、特定の相続人が現物の財産を取得し、代わりに他の相続人には、それぞれの持分に応じて債務を負担して遺産分割することができます。これを代償分割と呼びます。

◆代償財産の価額の計算方法

代償分割で交付する財産（代償財産）の価額は、財産を取得した相続人が他の相続人に対して支払う債務（代償債務）の額となります。例えば相続人が兄弟2人で兄が親の居宅を相続して弟に金銭を支払う場合、居宅と敷地の相続税評価額を4,000万円、支払額を2,000万円とすると、それぞれの取得財産の価額は次のように計算します。

兄の課税価格： $4,000 - 2,000 = 2,000$ 万円

弟の課税価格： 2,000万円

また、居宅と敷地の評価額を時価とする場合、時価を5,000万円、支払う金銭を2,000万円とすると、それぞれが取得する財産の価額は次のように計算します。

兄の課税価格 = $C - A \times C / B = 2,400$ 万円

弟の課税価格 = $A \times C / B = 1,600$ 万円

A：代償債務の額 2,000万円

B：代償債務の額の決定の基となった財産の通常の取引価額（時価） 5,000万円

C：代償債務の額の決定の基となった財産の相続税評価額 4,000万円

◆不動産で支払うと譲渡所得税が課税される

代償財産が相続人の所有不動産の場合、相続人は代償債務の支払いのため、自身の所有不動産を時価で譲渡したものとして、譲渡所得に課税されます。この場合、代償債務の負担額は、代償分割によって取得した相続財産の取得費に算入されません。

◆代償分割の活用

預貯金や株式、信託財産など金融資産を分割する場合、相続人の数が多いときは、分割に相続人間の同意がある場合でも、相続人全員が一堂に会して金融機関向けの申請書類に署名・押印する手続きは負担が重くなります。この場合も相続人代表者が代償分割を活用すれば手続きが楽になりそうです。金融機関と事前に相談しておくことをお勧めします。



確定申告書等作成コーナー ID・パスワード方式の新規発行停止

◆ID・パスワード方式の新規発行停止

現在、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxにより税務申告を行う主な方法としては、①マイナンバーカード等を利用した「マイナンバーカード方式」のほか、②税務署が本人確認を行った上で発行するIDとパスワードを利用した「ID・パスワード方式」があります。

このID・パスワード方式については、当初からマイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応として運用していましたため、マイナンバーカードの保有率に鑑み、令和7年10月1日から、新たなID・パスワードの発行を停止しています。



◆ついに「普及した」と言えそうな状況に

マイナンバーカードの保有状況ですが、総務省発表を見てみると、令和7年8月末の時点で人口に対する保有枚数率は79.4%となっています。

本人確認書類としての利用から、コンビニ交付サービスによる住民票や印鑑証明の取得、健康保険証や免許証としての利用等、様々なサービスを取り入れ、行政の効率化や利便性向上を目指して運用されてきたマイナンバーカードですが、カードの交付が始まったのが2016年1月で、マイナンバーカード方式によるe-TaxがスタートしたのはID・パスワード方式と同じで2019年1月から。その後2020年からはスマホによる申告が可能になりました。確定申告で利用できることは、このマイナンバーカードの普及に寄与した大きな要因となっているのではないでしょうか。

◆引き続き利用はできるが

ID・パスワード方式で使用するID・パスワードについては、既存のものであれば引き続き利用は可能です。ただし、「今後に関する対応については、改めてご案内することを予定しています」と言及しており、マイナンバーカードを用いたe-Taxを促進している国税庁としては、廃止も含めた検討を行っているものと考えられます。

利便性を考えると、全ての方式を生かしてくれた方が良いものの、システムの整備等でコストが高くなるのも確かです。とはいえ、一番良くないのは「システムに乗り遅れてしまった人」を救済できるような仕組みがないことです。税務当局は今後も難しいかじ取りを求められそうです。

衛星サービス「スターリンク」がインターネットを進化させる

インターネットが生活に欠かせない今日。世界の中にはインターネットに接続できない地域が残っています。日本でも、山間部には光回線の敷設が難しい地域もあります。また、災害時、インターネットの途絶は日常生活に多くの弊害をもたらします。



世界中のどこに行っても、どんな時でもインターネットに接続できる環境が欲しい。こうした要望に対応する手段として、今、スターリンクが注目を集めています。スターリンクは衛星を用いたインターネットです。受信機であるアンテナを地上に設置して設定を行うと、近くの衛星から通信を行うことができます。数千機もの衛星を用いており、通信環境が整備されていない地域や被災地でも、高速・低遅延のインターネットの利用が可能になります。

従来から、衛星を活用したインターネットサービスはありました。ただ、高度3.6万km以上を周回する静止衛星が使用されていたため、距離の長さからデータの往復時間が長く、回線に遅延が生じやすいといった難点がありました。スターリンクは高度550kmと従来よりも低軌道で、しかも何千機と多くの衛星を打ち上げているため、高速・低遅延の通信が実現しています。

既に、自治体によっては、スターリンクの小型受信機を導入しているところもあります。10月に発生した台風の時、通信手段が断絶した孤島でスターリンクを活用した例も報じられています。ほかにも、南海トラフ地震などの大規模災害時の通信手段を確保するため、スターリンクの小型受信機を導入し、通信試験を開始した地域もあります。

スターリンクの導入で被災時、家族や社員の安否確認が可能になります。加え、現地の被災状況の連絡や復旧活動に必要な物資情報のほか、事業継続に必要な情報の伝達なども可能になります。災害大国である日本。今後、ますます小型衛星を利用した高速インターネットサービスは広がりを見せそうです。